

ホームページ公開

平成26年1月23日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成26年1月23日(木) 午前10時30分 ~ 午前11時36分

・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長 野原正美

教育次長

南谷清司

委員 稲本正

教育次長

福井康博

委員 土屋 嶮

義務教育総括監

和田 満

委員 月村時子

総合教育センター長兼教育研修課長

浅井正美

委員 森口祐子

教育総務課長

井川孝明

教育長 松川 禮子

教育総務課教育主管

高橋博美

教育財務課長

後藤幸晴

教職員課長

蛭川義高

学校支援課長

柿澤雄二

特別支援教育課長

安田和夫

社会教育文化課長

浜崎浩之

スポーツ健康課長

増田和伯

3 議事日程等

報第1号及び議第1号から議第3号までについて非公開とすることを決定。

4 会議録

平成25年12月24日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
<p>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</p>	
<p>死亡退職した職員（2名）の表彰について、専決したことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第1号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について（非公開案件）</p>	
<p>平成26年第1回岐阜県議会定例会に提出予定の教育に関する事務に係る議案（9件）について知事から意見を求められたので、その回答について諮り可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第2号 教育機関の管理運営事務について（非公開案件）</p>	
<p>美術館及び現代陶芸美術館の管理運営事務（条例の改正等に関する事務を除く。）を知事部局に委任することについて知事から協議があり、それを承認することについて諮り可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第3号 岐阜県美術館協議会委員の任免について（非公開案件）</p>	
<p>岐阜県美術館協議会委員（1名）の解任及び任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第4号 岐阜県天然記念物の指定及び指定解除について</p>	
<p>社会教育 文化課長</p>	<p>県天然記念物の指定1件、指定解除2件についてお諮りする。まず指定について説明する。蛭ヶ野高層湿原植物群落の追加指定についてである。本件については、県文化財保護審議会から指定するよう答申をいただいている。郡上市北部のひるがの高原の中心部に位置するひるがの湿原は、日本の高層湿原の南限、ミズバショウやワタスゲなどの北方湿原植物の南限自生地として知られている。降水量の多さがひるがの湿原の泥炭を発達させたと考えられ、人為的な開発等による乾燥化や富栄養化から保護しなければ、湿原の環境は急速に悪化してしまうと考えられている。この地に存在する湿原植物群落は、昭和45年1月20日に3か所、24,000㎡余が、「蛭ヶ野高層湿原植物群落」として岐阜県天然記念物に指定されている。今回の追加指定地は、A地区に隣接した9,928㎡である。A地区は湧水に恵まれた山裾に発達しており、標高は約870mである。平成20年2月に、名古屋鉄道株式会社から郡上市が県の指定地を含めた一帯の湿原18,000㎡余の寄贈を受け、平成24年11月に、県指定地の隣接地を郡上市が市の天然記念物に指定した。今回の追加指定地は、県指定地の南東に隣接した湿原の最も重要な中心部を既指定地と共有する、市天然記念物の区域である。追加指定区域には、蛭ヶ野高層湿原の特徴を示す植物が既指定地と同様に生育しており、植生は連続している。湿原中心部の分断を防ぎ、一体的価値を持続するために、追加指定の必要性が認められる。また、対象地は湧水に恵まれる山裾部に形成された植物群落の遺体が堆積してできた高層湿原であり、中央部がレンズ状に盛り上がる典型的な高層湿原の地形を保持しており、周辺部より低い池沼など凹地（くぼ地）が植物遺体により埋められてできる湿原とは成因を異にしており、貴重な高層湿原形態を示している。対象地は全体としてみれば、地表流水、湧水ともに確保され、保水、分散状態とも湿原保全上問題のない状態である。今回の追加指定により、既指定地を含めた湿原全体の保全効果の向上と持続性の確保ができるものと考えている。さらに、従来よりも広域にわたって湧水、流水のコントロールが可能になり、長年の課題であった過去の開発行為等による陸化進展の防止にも有効な手立てを講じうると考えている。</p>

ホームページ公開

	<p>次に指定解除について説明する。本件についても、県文化財保護審議会から指定解除の答申をいただいている。まず、天神御所柿の原木であるが、昭和37年2月に県の天然記念物に指定されている。甘柿であり、御所柿系の品種、天神御所の原木である。元々、民家の軒先に生育したものであるが、指定当時は周囲が1.15メートル、樹高が7メートルで、樹齢200年と考えられていた。明治20年から30年ころ、当時の皇太子殿下が岐阜県を訪問された折、この柿が献上されたと伝えられている。当時有名だったこの柿も、富有柿が世に見いだされてからはほとんど市場で見かけることはなくなった。平成19年ころから、少しずつ樹勢が衰え始め、平成25年5月には本巣市の文化財保護審議会委員である浅野委員により、樹体の乾燥化による枯死と診断されている。</p> <p>次に、黒内春日神社のトチノキであるが、これは昭和34年11月に岐阜県の天然記念物に指定されている。県下においてまれな、トチノキの巨木である。神社境内の社殿の左側に生育しており、指定当時の周囲は5.5メートル、樹高はおおよそ25メートルであった。空洞化した枝や幹が目立つようになり、平成21年から県文化財保護審議会の会長である林委員による診断や保護措置が取られてきたが、平成25年8月20日に、林会長から樹体の乾燥化による枯死と診断された。</p>
土屋委員	<p>ひるがのの湿原について、名称は現在漢字であるが、所在地の「ひるがの」は平仮名になっているし、平仮名としてもよいのではないか。</p>
社会教育文化課長	<p>今回の指定は追加指定であり、元々の指定の名称が漢字であったため、名称については議論されていない。</p>
土屋委員	<p>議論されていないというのは、どこで議論されていないということか。</p>
社会教育文化課長	<p>教育委員会から文化財保護審議会に諮問し、答申をいただいているが、審議会でこのような議論が行われていないので、変更ということになれば、もう一度審議会で諮って審議していただくことになると思う。</p>
稲本委員	<p>地元的高速道路なども平仮名になっていて、漢字だと違うところかと思ってしまう。住所と一致していた方がよいのではないか。今ここで決められなくても、今後の課題として考えてもよいのではないか。</p>
社会教育文化課長	<p>今のご意見を踏まえて、審議会でもう一度審議をしていただくことになると思うが、前提として、郡上市の指定名称も県の指定も漢字で指定されているため、市の指定の名称との整合を図る必要性も出てくると思う。</p>
教育長	<p>ご審議いただければよいのではないか。正式な地番も平仮名になっているのだから。</p>
稲本委員	<p>指定の範囲を広げることはとてもいいことだと思う。清見村でもミズバショウの自生地があったが、国道を広げたり、その下にトンネルを掘ったりしたため水が抜け、ミズバショウが減ってきて、また、カラマツを放っておいたのでカラマツが大きくなり、結局ミズバショウがなくなってきてしまった。ある広さを持っていないとこういう湿原は確保できないから、広げることはよいことだと思う。また、柿の原木とトチノキに関しては、一本の木を指定するというのはあまりよくないと言われる。ひどい人は切ったりする。地域全体を指定するような方法で、また地域の管理が悪いと、たとえば清見村の二つ葉グリというものがあって、葉っぱが二つに分かれていたが、今は分かれなくなってきてしまった。それは家のすぐそばにあって、ちゃんと管理されていない。また、フクロホウバというものがあるが、葉が袋状になるものだが、これもだんだんなくなってきている。結局、ある広い範囲で保護しないと、トチノキが死んだのも、トチノキは水分が無くてはだめな木だが、木だけを守ろうとしてもだめで、環境を保全しないと木もどんどん死んでしまう。逆に、ちゃんと保全されている例としては淡墨ザクラ。あれは死にかけていたが、ある面積を保護し、また、根を若いものと継ぎ変えた。それによって千何百年の木が生き延びた。</p>

ホームページ公開

	もうひとつは遺伝的なことだが、子供をちゃんと取っておくべき。天然記念物の柿の木など、その元になる木の遺伝子を取っておく。そのためには子供をちゃんと確保しておく、ということが重要だと思う。淡墨ザクラも子供を確保している。ああいうことが重要。荘川ザクラも子供を確保している。この柿の木の子供は確保されていないのではないかと思うが、先ほど言った、二つ葉グリとかフクロホウバとか、遺伝子が変わってきているのではないかと思う。それを保護するためには、お金もかかることだから、みんなでやらないとできない。
社会教育文化課長	たいへん示唆に富んだ意見をいただいた。その場所で保護できない場合、植え変えるということも、木にはあまり良くないことではあるが、そういった方法もあるだろうし、木を一本指定するだけでなく、種を保存するために、地域を指定するとかそういった方法もあるというふうに承知しているので、今後の事務の参考にしたい。
委員長	天然記念物になったから予算が付く、ということはあるのか。
社会教育文化課長	市町村によってはそういうことをやっているところもあるが、基本的には所有者が管理をする。
委員長	議第4号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案のとおり可決する。
稲本委員	湿原の追加指定の件については、指定自体はよいが、名称については検討をお願いしたい。
委員長	湿原の名称については、事務局に今後の検討をお願いする。
社会教育文化課長	天然記念物に関する予算について補足する。天然記念物に限らず、県指定文化財の保護・活用について、市町村が補助する場合には県も追加で補助することとしている。
稲本委員	国の文化遺産には結構予算が出るが、県や市町村はどんどんお金が少なくなっている。白川村はどうなっているか。
社会教育文化課長	県からは補助していないが、文化庁から、屋根の葺き替えなどに補助が出ている。
○ 閉会	
午前11時36分、閉会を宣言する。	
○ 事務局報告	
<p>(1) 岐阜県における全国レベルの表彰について（平成25年12月分）</p> <p>(2) 高等学校等就学支援金制度及び高校生等給付金制度等について</p> <p>(3) 平成25年度教育委員行事予定について</p>	